



2024年6月19日

各位

会社名 株式会社ベイカレント・コンサルティング
代表者名 代表取締役社長 阿部 義之
(コード番号：6532、東証プライム)
問合せ先 取締役最高財務責任者 兼 管理本部長 中村 公亮
(TEL. 03-5544-9331)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年6月19日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年7月10日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 336,697株
(3) 処分価額	1株につき 3,135円
(4) 処分価額の総額	1,055,545,095円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 3名 135,888株 当社の幹部社員 35名 200,809株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年4月20日開催の取締役会において、取締役の報酬と中長期的な会社業績及び株式価値との連動性を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議しております。

また、当社は、2023年5月26日開催の第9回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、移行前と同様に、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下、「譲渡制限付株式報酬」という。）として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の在任期間中を通じた当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより高めることを目的として、本制度における対象取締役に譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の総額を年額800百万円以内（金銭報酬債権の現物出資により交付される当社の普通株式の総数を年1,500,000株以内とし、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として決議されてお

ります。

本制度は、対象取締役のほか、当社の幹部社員（対象取締役と総称して、以下、「対象取締役等」という。）に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を支給するものであります。

3. 本制度の概要

本制度において、対象取締役等は、原則として毎年、当社の取締役会決議に基づき、当社から支給される金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。金銭報酬債権又は金銭債権は、対象取締役等の今後1年間の勤務継続を前提にした報酬又はインセンティブプランの一部として支給するものです。一方、本制度の導入目的である取締役の報酬と中長期的な会社業績及び株式価値との連動性を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間としております。

本制度に基づき対象取締役に支給する金銭報酬債権は年額800百万円以内であり、本制度により当社の対象取締役に對して発行又は処分する当社の普通株式の総数は、年1,500,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分する当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整するものとする。）といたします。なお、本制度に基づき発行又は処分する当社の普通株式1株当たり払込金額は、当社の取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で下記「5. 譲渡制限付株式割当契約の概要」に記載した譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、一定期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

4. 今回の処分内容

当社は、過半数が社外取締役である指名報酬委員会での諮問を経て、本日開催の当社の取締役会決議において、対象取締役等に対し、金銭報酬債権及び金銭債権を合計1,055,545,095円支給すること、対象取締役等が当該金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資財産として給付する方法により、対象取締役等に対して当社の普通株式合計336,697株を処分することについて決議いたしました。なお、当該金銭報酬債権又は金銭債権は、各対象取締役等が当社との間で本割当契約を締結することを条件として支給いたします。

本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として対象取締役に支給された金銭報酬債権又は金銭債権の内容は、それぞれ以下のとおりであります。

	支給人員	割当株式数	払込金額
当社の取締役（※）	3名	135,888株	426,008,880円
当社の幹部社員	35名	200,809株	629,536,215円

※社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。

5. 譲渡制限付株式割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2024年7月10日から2027年7月22日までの期間とする。

本割当契約に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、対象取締役等は、本割当株式につき、第三者に対する譲渡、担保権の設定その他一切の処分行為をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役等が、本譲渡制限期間（ただし、本譲渡制限期間中に、当社又は当社の子会社（以下、「当社グループ」と総称する。）の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも(i)正当な理由により退任又は退職（以下、「退任等」という。）したと取締役会が認めた場合又は(ii)死亡（自殺によるものを除く。）により退任等した場合には、本払込期日から当該退任等までの期間とする。）、継続して、当社グループの取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において当該対象取締役等が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得

当社は、本譲渡制限期間中に、対象取締役等が退任等した場合には、当該退任等した時点をもって、本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。ただし、対象取締役等が上記(2)の(i)又は(ii)の事由により退任等した場合には、当社は、当該退任等の時点をもって、次の(a)から(b)を引いた数の本割当株式を当然に無償で取得する。

(a) 本割当株式数

(b) 本払込期日を含む月（対象取締役の場合は、本払込期日の前月とする。）から当該対象取締役等が退任等した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、その数が1を超える場合は、1とする。）に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

また、当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部につき、当該時点の直後の時点をもって、当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の第三者に対する譲渡、担保権の設定その他一切の処分行為をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、SMB C日興証券株式会社開設された対象取締役等名義の譲渡制限付株式専用の口座において、本譲渡制限期間中、他の対象取締役等名義の株式と分別管理する。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、当社の取締役会の決議により、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の数に譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制

限を解除する。この場合には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

6. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における発行価額につきましては、忝意性を排除した価格とするため、当社の取締役会決議日の前営業日（2024年6月18日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,135円としておりますので、特に有利な価額には該当しないことが明らかであるものと考えております。

以 上